

香川県食品安全連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 本県の生産から流通、消費に至る食品の安全・安心の確保を図るため、関係各部署における具体的対策を検討し、相互の協力体制を強化する「香川県食品安全連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の事項について審議する。

- 一 生産から流通、消費に至る全県的な食品の安全性の確保に関する基本的事項
- 二 関係部署の食品の安全性の確保に関する相互協力に関する事項
- 三 食品の安全性の確保に関する情報の収集及び交換に関する事項
- 四 食品の品質表示の適正化に関する事項
- 五 その他、食品の安全・安心の確保に関する必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は健康福祉部長、副会長は農政水産部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(職務)

第4条 会長は、連絡会議を総括し、副会長は、会長を補佐する。

- 2 委員は、連絡会議に関する事務を掌理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(食品表示部会)

第6条 連絡会議に食品表示部会を置く。

(幹事会)

第7条 連絡会議に連絡会議の運営について補佐するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事、副幹事及び委員が所属する担当グループリーダー等をもって組織する。
- 3 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集し、代表幹事が議長となる。

(庶務)

第8条 連絡会議及び幹事会（以下「連絡会議等」という。）の事務局は、健康福祉部生活衛生課に置く。

(その他)

第9条 連絡会議等は、検討内容に応じて、関係する委員をもって開催することができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、連絡会議等の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月16日から施行する。

この要綱は、平成22年3月25日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

香川県食品安全連絡会議及び幹事会名簿

連絡会議		幹事会	所掌事務	
会長	健康福祉部長	—		
副会長	農政水産部長	—		
委員	健康福祉部次長	代表幹事		
委員	農政水産部次長	副幹事	事務・総括	
委員	農政水産部次長	副幹事	技術・所管	
委員	危機管理総局次長	副幹事		
委員	健康福祉部	保健福祉総務課長	地域保健 GL	保健福祉事務所に關すること
		健康政策課長	健康づくり・糖尿病対策 GL	栄養改善に關すること
		薬務課長	麻薬・薬事監視 GL	医薬品に關すること
		生活衛生課長	食品衛生・諸営業 GL	食品衛生に關すること
総務・乳肉衛生・動物愛護 GL	乳肉衛生に關すること			
委員	危機管理総局 くらし安全安心課長	総務・消費生活 GL	消費生活・県民相談に關すること	
委員	環境森林部 環境管理課長	大気保全・環境安全 GL	ダイオキシン類・特定化学物質に關すること	
委員	環境保健研究センター所長	微生物課長	食品の安全情報に關すること	
		生活科学課長		
委員	商工労働部 産業政策課長	産学官連携・産業支援 GL	技術の振興に關すること	
委員	産業技術センター所長	食品研究課長	食品工業技術に關すること	
委員	農政水産部	農政課長	企画 GL	農政水産行政の企画・総合調整に關すること
委員		農業経営課長	環境・植物防疫 GL	農産物の生産技術に關すること
委員		農業生産流通課長	総務・指導 GL	米穀等の係る流通・表示に關すること
			野菜 GL	農産物の生産、振興に關すること
委員		畜産課長	生産流通 GL	畜産物の生産、振興に關すること
委員		水産課長	漁業振興・流通 GL	水産物の生産、振興に關すること
委員	教育委員会 保健体育課長	学校体育・保健 GL	食育、学校給食に關すること	
委員	高松市保健所 生活衛生課長	食品衛生係	保健所設置市	
委員	高松市保健所 健康づくり推進課長	栄養係	保健所設置市	

食品表示部会について

食品の品質表示の適正化を推進する観点から、関係部局間の連絡、調整、協議を行うことを目的として開催している「香川県食品表示対策連絡会」については、今後、「香川県食品安全連絡会議」の「食品表示部会」で取り扱うこととする。

「食品表示部会」に所属する委員については、下表のとおりとする。

部会の招集及び運営は部会長が行い、事務はくらし安全安心課で行う。

食品表示部会の所属委員(設置要綱第6条関係)

役 職	所 属	役 職
部会長	危機管理総局くらし安全安心課	課 長
委員	危機管理総局くらし安全安心課 総務・消費生活グループ	グループリーダー
委員	健康福祉部健康政策課 総務・がん対策グループ	グループリーダー
委員	健康福祉部薬務課 麻薬・薬事監視グループ	グループリーダー
委員	健康福祉部生活衛生課 食品衛生・諸営業グループ	グループリーダー
委員	農政水産部農政課 企画グループ	グループリーダー
委員	農政水産部農業生産流通課 総務・指導グループ	グループリーダー
委員	農政水産部畜産課 生産流通グループ	グループリーダー
委員	農政水産部水産課 漁業振興・流通グループ	グループリーダー
委員	高松市保健所 生活衛生課	課長補佐
委員	高松市保健所 健康づくり推進課	課長補佐